

社会福祉法人まつ葉の会 給与規程

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

社会福祉法人まつ葉の会（以下「本会」という。）就業規則第23条の規定により、職員の給与については、この規定に定めるところによる。

2 前項の職員とは、就業規則第5条により採用された者をいう。

第2条（給与の種類）

職員のうち、就業規則第5条の職員の給与は、別表給料表第1、第2・第3及び第4に定める給料月額（以下「給料」という。）、並びに第3章に定める手当とする。ただし、就業規則第28条による職員のうち定年後再雇用された職員の給料は、各人に交付する労働条件通知書による。

2 前項により難い場合には、業務の種類、学歴、職歴及び能力等を考慮のうえ定めることができる。

第3条（給与の締切り）

給与の締切り期間は当月1日から当月末日までとする。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

第4条（給与の計算方法）

給料の支給は、次のいずれかによる。

- ① 新規採用者に対しては、その日から給料を支給し、昇給及び降給等により異動を生じたものに対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。なお、給料の支給額については、年間所定労働時間を基礎として各々の事由毎に計算する。
- ② 欠勤、遅刻・早退・私用外出により月の所定労働時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給料は支給しない。なお、給料の減額については、年間所定労働時間を基礎として各々の事由毎に計算する。
- ③ 月の途中採用者並びに中途退職者に対しては、その月の在籍しない日の労働時間分の給料及び手当月額は支給しない。その減額については年間所定労働時間を基礎として計算する。
- ④ 休職又は退職の者が、事務引継ぎ、残務整理等のため命を受けて業務に従事したときは、その期間中、従前の給料を日割りで支給することができる。
- ⑤ 休職期間中は、給料及び手当は支給しない。
- ⑥ 給与の算出については、円未満を繰り上げるものとする。

第5条（給与の支払日）

第2条で定める給料及び手当は、毎月15日に支給する。ただし、当日が休日に当るときは、前日に繰り上げる。

第6条（非常時払い）

前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には職員又は遺族の要求があれば給与支払い日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- ① 職員の結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない事由による
- ② 職員の収入によって生計を維持する者が、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は、やむを得ない事由による
- ③ 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- ④ 前各号のほか、やむを得ない事情があると施設長が認めた場合

第7条（給与の支払いと控除）

給与は通貨で直接職員にその月分を支給する。ただし、法令に別段の定めのあるもの及び職員の過半数の代表者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。なお、職員の同意を得た場合には、前項にかかわらず当該職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等へ超過勤務手当等を振込によることができる。

第2章 給 料

第8条（給料月額）

職員の給料は月額制とし別表に定める職種別給料表第1、第2、第3及び第4による。

- 2 各給料表のベースアップまたはベースダウンは、本会の業績、賃金構造の是正、一般社会の賃金構造などを考慮し、本会が必要であると判断したときは、これを行うものとする。

第9条（等級）

就業規則第23条による職員に適用される給料表の級は、別表第6の級別基準による。ただし、就業規則第28条による職員のうち定年後再雇用された職員は除く。

第10条（初任給）

新たに採用する職員のうち就業規則第23条による職員の初任給は、別表第6による。

- 2 前項により難しい場合には、業務の種類、学歴、職歴及び年齢並びに能力等を考慮のうえ定めることができる。
- 3 新たに就業規則第7条第1項により、職員になった者がその職務に有用な経験等を有する場合の換算基準については、別表第6によるものとする。

第11条（昇給・昇格）

職員の昇給、昇格については、別に定める職員人事考課規程による評価により毎年4月1日に行う。なお、昇格については、別表第5の職級・職位・職責・昇任の要件により該当職員の等級を定める。

- 2 職員の勤務成績が特に良好である場合、その他特に必要があると認められる場合には、前項の規

程にかかわらず特別に昇給、昇格させることができる。

- 3 前項の定めにかかわらず、職員が58歳に達した日以降直近の3月31日を越えて在籍する場合は、当該3月31日以降昇格させることはできない。

第12条（昇格、降格）

理事長は、職員を昇任させた場合は昇格基準により原則として昇格させ、又、降任させた場合には原則として降格させる。

- 2 昇任は、前条に定める各職務への昇任基準を満たし、かつ理事長において勤務成績が、きわめて優れていると認められた者の中から、組織・人事の状況を勘案して行うものとする。
- 3 降任は、理事長において勤務成績が不良であり職務を遂行する上で支障をきたすと認められた場合、又は職員本人の申し出により、組織・人事の状況を勘案して行う。

第3章 手当及び賞与

第13条（手当の種類）

職員に対し別表第7・8に定める手当を支給する。

第4章 旅 費

第14条（旅費）

職員が業務のため出張命令を受けて旅行する場合、当該職員に対し、別表11により旅費を支給する。

第15条（特別旅費）

特別の事情により前条の規定により難しいときは、その事情を考慮して増額実費を支給することができる。

第16条（旅費の支給方法）

旅費は原則として旅行前に概算額を支給し、帰任後精算するものとする。

第5章 退職手当

第17条（退職共済）

職員の退職金は、社会福祉施設職員退職手当共済法に定める退職手当共済契約の対象となる職員に対しては、当該契約に基づく退職金を支給する。

第6章 その他

第18条（慶弔金）

職員の慶弔に対し、別表第9に定める弔慰金を支給する。

第19条（給与の返還）

施設職員に給与及び賞与を過誤による支払いを行った場合は、当該職員に給与等の返還を請求することができる。請求の期間については、事実確認の取れた日より5年間遡及する。

第20条（個人情報の扱い）

本規程により職員から提出された諸届に係る個人情報は、この規程及びこの規程の附属規程の業務の必要な範囲で使用するものとする。

第21条（書類の確認）

職員から提出の諸届に関しては、毎年度当初に確認を行うため、再提出を求めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年 6月24日から施行する。
- 2 平成27年 4月 1日 一部改正施行
- 3 平成27年10月20日 一部改正施行
- 4 令和 3年 6月15日 一部改正施行

別表 第1

A表【施設長・事務職・介護職等】

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100
5	140,100	192,800	230,200	280,200	298,200
6	141,200	194,600	232,100	271,300	200,500
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300
19	158,700	218,400	256,200	301,700	331,400
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000

35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000

72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000
86	239,700	295,900	344,700	386,100	
87	240,400	296,300	345,200	386,700	
88	241,100	296,700	345,700	387,300	
89	241,900	297,000	346,100	388,000	
90	242,400	297,400	346,600	388,600	
91	242,900	297,800	347,100	389,200	
92	243,400	298,200	347,600	389,800	
93	243,700	298,400	347,900	390,500	
94		298,800	348,400		
95		299,200	348,900		
96		299,600	349,400		
97		299,800	349,700		
98		300,200	350,200		
99		300,600	350,700		
100		301,000	351,200		
101		301,200	351,500		
102		301,600	351,900		
103		302,000	352,300		
104		302,400	352,700		
105		302,600	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,400	354,000		
108		303,800	354,400		

109		304,000	354,900		
110		304,400	355,300		
111		304,800	355,700		
112		305,200	356,100		
113		305,400	356,600		
114		305,800			
115		306,200			
116		306,600			
117		306,800			
118		307,100			
119		307,400			
120		307,700			
121		308,100			
122		308,400			
123		308,700			
124		309,000			
125		309,400			

別表 第2

B表【調理師・調理員・用務員・運転手等】

職務の級	1級	2級	3級		
号俸	給料月額	給料月額	給料月額		
1	121,600	172,600	194,500		
2	122,500	174,100	195,900		
3	123,500	175,600	197,300		
4	124,400	177,100	198,700		
5	125,400	178,500	200,100		
6	126,400	180,000	201,600		
7	127,400	181,500	203,100		
8	128,400	183,000	204,600		
9	129,200	184,500	206,100		
10	130,200	185,700	207,700		
11	131,200	187,000	209,300		
12	132,300	188,300	210,900		
13	133,100	189,700	212,300		
14	134,100	190,800	214,000		
15	135,100	192,000	215,700		
16	136,100	193,200	217,400		
17	137,200	194,400	218,900		
18	138,400	195,600	220,100		
19	139,600	196,700	221,300		
20	140,800	197,800	222,500		
21	141,900	198,800	223,800		
22	143,100	200,000	225,400		
23	144,300	201,200	227,000		
24	145,500	202,400	228,600		
25	146,700	203,600	230,300		
26	148,200	204,900	231,800		
27	149,700	206,200	233,300		
28	151,200	207,500	234,800		
29	152,600	208,800	236,200		
30	154,100	210,100	237,600		
31	155,600	211,400	239,000		
32	157,100	212,700	240,400		
33	158,600	213,600	241,700		
34	160,400	215,000	243,100		

35	162,200	216,300	244,500		
36	164,000	217,700	245,900		
37	165,800	218,800	247200		
38	167,500	220,100	248,600		
39	169,200	221,400	250,000		
40	170,900	222,700	251,400		
41	172,500	223,800	252,600		
42	173,900	225,000	253,900		
43	175,300	226,200	255,200		
44	176,700	227,400	256,500		
45	178,200	228,600	257,600		
46	179,600	229,800	258,800		
47	181,000	231,000	260,000		
48	182,400	232,200	261,200		
49	183,700	233,400	262,500		
50	184,900	234,600	263,700		
51	186,100	235,800	264,900		
52	187,300	237,000	266,000		
53	188,400	238,200	267,100		
54	189,500	239,200	268,300		
55	190,600	240,200	269,500		
56	191,700	241,200	270,700		
57	192,800	242,300	271,700		
58	193,900	243,300	272,800		
59	195,000	244,300	273,900		
60	196,100	245,300	275,000		
61	197,200	246,300	276,100		
62	198,100	247,200	277,200		
63	199,000	248,100	278,300		
64	199,900	249,000	279,400		
65	200,600	250,000	280,500		
66	201,400	250,800	281,400		
67	202,200	251,600	282,300		
68	203,000	252,400	283,200		
69	203,600	253,200	284,100		
70	204,200	253,800	284,900		
71	204,700	254,400	285,700		

72	205,300	255,000	286,500		
73	205,900	255,500	287,400		
74	206,600	256,000	288,200		
75	207,300	256,500	289,000		
76	208,100	257,000	289,800		
77	208,500	257,600	290,600		
78	209,200	258,100	291,200		
79	209,900	258,600	291,800		
80	210,600	259,100	292,400		
81	211,300	259,500	292,900		
82	212,000	259,800	293,500		
83	212,700	260,100	294,100		
84	213,400	260,400	294,700		
85	214,100	260,800	295,200		
86	214,800	261,200	295,800		
87	215,500	261,600	296,400		
88	216,200	262,000	297,000		
89	216,800	262,200	297,400		
90	217,400	262,600	297,900		
91	218,000	263,000	298,400		
92	218,600	263,000	298,900		
93	219,100	263,800	299,400		
94	219,600	264,200	299,900		
95	220,100	264,600	300,400		
96	220,600	265,000	300,900		
97	221,200	265,200	301,300		
98	221,700	265,500	301,800		
99	222,200	265,700	302,300		
100	222,700	266,000	302,800		
101	223,300	266,400	303,200		
102	223,900	266,700	303,600		
103	224,500	267,000	304,000		
104	225,100	267,300	304,400		
105	225,500	267,600	304,800		
106	226,000	267,900	305,200		
107	226,500	268,200	305,600		
108	227,000	268,500	306,000		

109	227,400	268,800	306,400		
110	227,900	269,100	306,800		
111	228,400	269,400	307,200		
112	228,900	269,700	307,200		
113	229,400	270,000	307,900		
114	229,900	270,300	308,300		
115	230,400	270,600	308,700		
116	230,900	270,900	309,100		
117	231,300	271,200	309,400		
118	231,700	271,500	309,800		
119	232,100	271,800	310,200		
120	232,500	272,100	310,600		
121	232,900	272,300	310,900		
122		272,600	311,300		
123		272,900	311,700		
124		273,200	312,100		
125		273,300	312,300		
126		273,600	312,700		
127		273,900	313,100		
128		274,200	313,500		
129		274,300	313,700		
130		274,600	314,100		
131		274,900	314,500		
132		275,200	314,900		
133		275,300	315,100		
134		275,600			
135		275,900			
136		276,200			
137		276,200			

別表 第3

C表【看護師等】

職務の級	1級	2級	3級	4級	
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
1	153,300	180,500	229,300	254,700	
2	154,700	182,600	231,100	255,900	
3	156,200	184,700	232,900	257,200	
4	157,600	186,800	234,700	258,500	
5	159,000	188,900	236,300	259,600	
6	160,500	191,300	237,800	261,000	
7	162,000	193,600	239,300	262,300	
8	163,500	195,900	240,800	263,700	
9	164,800	198,300	242,200	265,100	
10	166,500	199,700	243,600	266,400	
11	168,100	201,100	245,000	268,000	
12	169,700	202,500	246,400	269,600	
13	171,200	203,900	247,700	271,200	
14	173,200	205,400	249,000	272,800	
15	175,200	206,900	250,300	274,400	
16	177,200	208,400	251,600	276,000	
17	179,400	209,800	252,600	277,600	
18	181,500	211,300	254,000	279,100	
19	183,600	212,800	255,300	280,600	
20	185,700	214,300	256,600	282,100	
21	187,800	215,700	257,800	283,700	
22	190,000	217,400	259,200	285,300	
23	192,200	219,100	260,600	286,900	
24	194,400	220,800	262,000	288,500	
25	196,500	222,300	263,500	289,900	
26	197,800	224,000	265,100	291,700	
27	199,100	225,700	266,600	293,500	
28	200,400	227,400	268,200	295,300	
29	201,600	229,200	269,800	296,900	
30	202,900	230,700	271,400	298,600	
31	204,200	232,200	273,000	300,300	
32	205,500	233,700	274,600	302,000	
33	206,800	235,200	276,200	303,500	
34	208,100	236,600	277,700	305,100	

35	209,400	238,000	279,200	306,700	
36	210,700	239,400	280,700	308,300	
37	212,100	240,700	282,300	309,900	
38	213,500	242,000	283,800	311,500	
39	214,900	243,300	285,300	313,100	
40	216,300	244,600	286,400	316,300	
41	217,500	245,600	288,400	31,300	
42	218,900	246,900	290,000	317,800	
43	220,300	248,100	291,600	319,300	
44	221,700	249,400	293,200	320,800	
45	223,100	250,600	294,600	322,300	
46	224,600	252,000	296,100	323,800	
47	226,100	253,400	297,600	325,300	
48	227,600	254,800	299,100	326,800	
49	228,900	256,200	300,500	328,100	
50	230,300	257,700	301,900	329,500	
51	231,700	259,100	303,300	330,800	
52	233,100	260,500	304,700	332,200	
53	234,400	262,000	306,200	333,700	
54	235,700	263,600	307,600	335,100	
55	237,000	265,200	309,000	336,500	
56	238,300	266,700	310,400	337,900	
57	239,500	268,300	311,800	339,100	
58	240,800	269,900	313,200	340,500	
59	242,000	271,500	314,600	341,900	
60	243,300	273,100	316,000	343,300	
61	244,500	274,700	317,200	344,500	
62	245,800	276,200	318,500	345,800	
63	247,100	277,700	319,800	347,100	
64	248,400	279,200	321,100	348,400	
65	249,600	280,800	322,400	349,600	
66	250,900	282,300	323,700	350,800	
67	252,300	283,800	325,000	352,000	
68	253,700	285,300	326,300	353,200	
69	254,800	286,600	327,400	354,200	
70	256,100	288,100	328,600	355,300	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	

72	258,700	291,100	330,900	357,500	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	
85	274,200	308,100	346,100	368,300	
86	275,300	309,300	347,100	368,900	
87	276,400	310,500	348,100	369,500	
88	277,500	311,700	349,100	370,100	
89	278,600	313,000	350,200	370,600	
90	279,600	314,200	351,000	371,200	
91	280,600	315,400	351,800	371,800	
92	281,600	316,600	352,600	372,400	
93	282,600	317,800	353,400	372,900	
94	283,600	318,600	354,100	383,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	

109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,500	367,000		
119	299,200	331,500	367,500		
120	299,600	331,900	367,900		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,800			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			
132	303,900	336,300			
133	304,100	336,600			
134	304,500	337,000			
135	304,900	337,400			
136	305,300	337,800			
137	305,500	338,100			
138	305,900	338,500			
139	306,300	338,900			
140	306,700	339,300			
141	306,900	339,600			
142	307,300	340,000			
143	307,700	340,400			
144	308,100	340,800			
145	308,300	341,100			

146	308,700	341,500			
147	309,100	341,900			
148	309,500	342,300			
149	309,700	342,600			
150	310,000	343,000			
151	310,300	343,400			
152	310,600	343,800			
153	311,000	344,100			
154	311,300				
155	311,600				
156	311,900				
157	312,300				
158	312,600				
159	312,900				
160	313,200				
161	313,600				
162	313,900				
163	314,200				
164	314,500				
165	314,900				
166	315,200				
167	315,500				
168	315,800				
169	316,200				

別表 第4

D表【栄養士・マッサージ師・理学療法士・作業療法士等】

職務の級	1級	2級	3級	4級	
号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
1	140,300	178,200	213,600	241,900	
2	141,700	179,800	215,200	243,500	
3	143,100	181,400	216,800	245,100	
4	144,500	183,000	218,400	246,700	
5	145,700	184,500	220,000	248,100	
6	147,500	186,100	221,700	249,700	
7	149,200	187,700	223,400	251,200	
8	150,900	189,300	225,100	252,800	
9	152,600	190,900	226,800	254,300	
10	154,300	192,600	228,600	255,900	
11	156,000	194,300	230,400	257,400	
12	157,800	196,000	232,100	258,900	
13	159,300	197,600	233,900	260,400	
14	161,200	199,200	235,500	262,300	
15	163,200	200,800	237,100	264,200	
16	165,100	202,400	238,700	266,000	
17	167,000	204,000	240,100	267,700	
18	168,900	205,700	241,700	269,600	
19	170,800	207,400	243,200	271,500	
20	172,700	209,100	244,800	273,400	
21	174,600	210,600	246,300	275,200	
22	176,100	212,200	247,900	277,100	
23	177,600	213,800	249,400	279,000	
24	179,100	215,400	250,900	280,900	
25	180,700	217,000	252,400	282,900	
26	182,200	218,600	254,100	284,800	
27	183,700	220,200	255,800	286,700	
28	185,200	221,800	257,500	288,600	
29	186,800	223,400	259,200	290,600	
30	188,100	225,100	261,000	292,500	
31	189,400	226,800	262,800	294,400	
32	190,700	228,500	264,600	296,300	
33	192,100	230,100	266,100	298,100	
34	193,500	231,700	267,900	299,900	

35	194,900	233,200	269,700	301,700	
36	196,300	234,800	271,500	303,500	
37	197,500	236,400	273,200	305,200	
38	198,800	238,000	274,900	306,900	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	
45	207,500	248,600	286,800	318,700	
46	208,600	250,200	288,500	320,300	
47	209,700	251,800	290,200	321,900	
48	210,800	253,400	291,900	323,500	
49	211,900	255,000	293,400	325,000	
50	212,900	256,400	295,000	326,300	
51	213,900	257,800	296,600	327,600	
52	214,900	259,200	298,200	328,900	
53	215,700	260,500	299,600	330,000	
54	216,700	261,900	301,100	331,000	
55	217,600	263,300	302,600	332,100	
56	218,600	264,700	304,100	333,200	
57	219,500	265,800	305,700	334,100	
58	220,400	267,100	307,100	335,100	
59	221,300	268,400	308,500	336,100	
60	222,200	269,700	309,900	337,100	
61	223,200	270,800	311,200	337,900	
62	224,200	272,100	312,500	338,600	
63	225,200	273,400	313,800	339,300	
64	226,300	274,700	315,100	340,000	
65	227,000	275,900	316,500	340,700	
66	227,900	277,000	317,300	341,400	
67	228,800	278,100	318,100	342,100	
68	229,700	279,200	318,900	342,800	
69	230,400	280,300	319,800	343,500	
70	231,100	281,400	320,600	344,100	
71	231,800	282,500	321,400	344,700	

72	232,500	283,600	322,200	345,300	
73	233,300	284,700	323,000	345,800	
74	234,100	285,500	323,600	346,400	
75	234,900	286,300	324,200	347,600	
76	235,700	287,100	324,800	347,600	
77	236,300	287,900	325,500	348,100	
78	236,900	288,500	326,000	348,600	
79	237,500	289,100	326,500	349,100	
80	238,100	289,700	327,000	349,600	
81	238,600	290,400	327,600	350,000	
82	239,000	290,900	328,100	350,400	
83	239,400	291,400	328,600	350,800	
84	239,800	291,900	329,100	351,200	
85	240,300	292,300	329,700	351,700	
86		291,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	351,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		

109			338,600		
110			339,000		
111			339,400		
112			339,800		
113			340,000		

別表 第5

職級・職位・職責・昇任の要件

- 1 現に適用している給料表の級を1級上位に変更することを昇格といい、昇格は現に従事する職種につき、職員人事考課実施要綱に基づき昇格を行う。
- 2 職員を昇格させた場合における給料は、職員人事考課実施要綱に基づき昇給を行う。
- 3 休職または欠勤の期間は、これを勤務期間とせず、当該職員の休職等の期間につき、次項4の規定は適用しない。
- 4 職員を昇格させた場合における給料は、次の各号に定める給料とする。
 - (1) 昇格した日の前日に受けていた給料が昇格した級の最低の号給に達しない額の号給であるときは、昇格した級の最低号給の1号上位の号給。
 - (2) 昇格した日の前日に受けていた給料が前号に定める場合を除き、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給、同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給より1号上位の号給。
- 5 職員を降格させた場合における給料は、次の各号に定める給料とする。
 - (1) 降格した日の前日に受けていた給料が降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給、同じ額の号給がないときは、当該号給の直近下位の額の号給。
 - (2) 管理職から一般職員に降任したときは、3級職を適用し、降格した日の前日に受けていた給料が降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給、同じ額の号給がないときは、当該号給の直近下位の額の号給。
- 6 前項による昇格及び降格の時期は、第11条による。

職級・職位・職責基準表

職級	職位	職責	
1級	一般職員 (初級)	一般業務	通常の業務に必要な基礎知識や技術を習得し、日常業務を自立的に遂行する。
2級	一般職員 (上級)	判断業務	高度な知識を習得し、応用的判断を要する業務を遂行する。下位職位職員等に対して助言・相談に応じる。
3級	指導者	指導業務	所属上司の指揮監督を受け、困難業務にあたりとともに、チームリーダーとして担当業務の統括並びに職員の指導育成を行う。
4級	管理職	監督業務	施設長の命を受け、業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
5級	施設長	総監督業務	理事長の命を受け、施設運営の総括を行う。

注1 職級・職位・職責基準表の適用級は次の基準により適用とする。

(1) 1級から2級への昇格は、原則として次の全ての要件を満たしたものとする。

① 次の経験年数以上の者

ア 大学院（修士以上）卒 2年 イ 4大卒 4年【看護師・栄養士等を除く】

ウ 短大（3卒を含む） 6年【看護師等を除く】 エ 高卒 8年

② 人事考課等により認められた者

③ 施設長推薦のあった者

(2) 2級から3級への昇格は、原則として次の全ての要件を満たした者とする。

① 次の経験年数以上の者は

2級の経験を15年以上

② 人事考課等により認められた者

③ 施設長推薦のあった者

(3) 3級から4級への昇格は、原則として次の全ての要件を満たした者とする。

① 次の経験年数以上の者

3級の経験を5年以上

② 人事考課等により認められた者

③ 施設長推薦のあった者

(4) 施設長の5級への昇格は、原則として次の全ての要件を満たした者とする。

① 次の経験年数以上の者

3級以上の経験を7年以上

② 人事考課等により認められた者

注2 昇任による級別基準表の適用は、次のとおりとする。

(1) 副主任の昇任

① 原則として2級職員の中から施設長推薦により昇任された者

② 1級職員のうち、人事考課及び施設長推薦により特に必要と認められる者

(2) 主任の昇任

① 原則として2級職員の中から施設長推薦により昇任された者

② 1級又は2級職員のうち、人事考課及び施設長推薦により特に必要と認められる者

(3) 管理職の昇任

① 原則として人事考課等により昇任された者

② 特に必要と認められた者

別表 第6

初任給格付と最低号給・前歴換算基準表

職種	給料表	職位	初任給格付												
介護職、事務員、施設長等	A 表	一般	高卒	1 級	5 号給										
			短大 2 卒	1 級	1 1 号給										
			4 大卒	1 級	1 7 号給										
			最低号給												
		指導職		3 級	9 号給										
		管理職		4 級	1 号給										
施設長		5 級	1 号給												
調理員、用務員、運転手等	B 表	一般	学歴不問	1 級	1 号給										
看護師等	C 表	一般	高卒	1 級	1 号給										
			短大 2 卒	2 級	1 号給										
			短大 3 卒	2 級	5 号給										
			4 大卒	2 級	1 1 号給										
		最低号給													
		指導職		3 級	9 号給										
管理職		4 級	1 号給												
栄養士、マッサージ師、理学療法士、作業療法士	D 表	一般	高卒	1 級	5 号給										
			短大 2 卒	1 級	1 1 号給										
			短大 3 卒	1 級	1 7 号給										
			4 大卒	2 級	1 号給										
		最低号給													
		指導職		3 級	9 号給										
管理職		4 級	1 号給												
<p>※調理員、用務員、運転手等の昇格は原則として2級までとする。</p> <p>※介護職において、有資格者は4号級加算し、無資格者が有資格者となった場合は就職時に遡ることなく、直近の昇給に4号給を加算する。</p> <p>※資格は、「社会福祉士」「介護福祉士」「介護支援専門員」等とする。</p>															
<p>前歴換算基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前職歴との関係</th> <th>換算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務が直接関係のあると認められるもの</td> <td>70%～100%</td> </tr> <tr> <td>職務の種類が類似していると認められたもの</td> <td>35%～60%</td> </tr> <tr> <td>その他の職歴</td> <td>10%～40%</td> </tr> <tr> <td>在家庭等</td> <td>5%～15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、他の職員との均衡を考慮し、試用期間の結果決定する</p>						前職歴との関係	換算率	職務が直接関係のあると認められるもの	70%～100%	職務の種類が類似していると認められたもの	35%～60%	その他の職歴	10%～40%	在家庭等	5%～15%
前職歴との関係	換算率														
職務が直接関係のあると認められるもの	70%～100%														
職務の種類が類似していると認められたもの	35%～60%														
その他の職歴	10%～40%														
在家庭等	5%～15%														

別表 第7

諸手当の名称・支給額または支給率及び支給条件

番号	手当の名称	支給額または支給率	支給条件
1	扶養手当	(1) 配偶者 5,000円 (2) 18歳未満の子及び孫、満60歳以上の父母及、18歳未満の弟妹、重度心身障害者 3,000円 (3) その他 満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子一人に加算 1,500円	ア 扶養親族のある職員に支給する。 イ 扶養親族とは左欄(1)～(3)に掲げる者で健康保険の被扶養者でありその職員の給与によって生計を維持する者をいう。後期高齢者医療制度の被保険者については健康保険被扶養者60歳以上の認定基準に準ずる。 ウ 扶養手当は様式1により届け出たものについてその翌月から支給する。ただし、新規採用者については届け出の当月から支給する。
2	住宅手当	月額5,000円－自己所有の住宅に居住する世帯主 支給せず－1ヶ月の家賃代が10,500円未満 月額4,000円－1ヶ月の家賃代が10,500円以上で23,000円未満 月額5,700円－1ヶ月の家賃代が23,000円以上で30,500円未満 月額7,500円－1ヶ月の家賃代が30,500円以上で37,500円未満 月額9,500円－1ヶ月の家賃代が37,500円以上で44,500円未満 月額11,000円－1ヶ月の家賃代が44,500円以上	ア 住民登録上の世帯主 イ 世帯主ではないが世帯主を扶養している者 扶養とは健康保険の被扶養者でありその職員の給与によって生計を維持する者をいう。後期高齢者医療制度の被保険者については健康保険被扶養者60歳以上の認定基準に準ずる。 ウ 対象の住宅が職員の生活の本拠となっていない場合は支給しない。
3	通勤手当	次のとおり支給する。 $1 \text{ km}250 \text{ 円} \times \text{往復距離数} =$ 1ヶ月の通勤手当	通勤手当の支給は、届け出の翌月から行う（届け出が月の初日であるときは、その月から）。支給額の変更についても同様に取り扱う。 ただし、月の途中の採用者・退職者については、通勤手当月額を暦日で日割り計算して支給する。

4	超過勤務手当	$B/A \times (125) \times C/100$	記号説明 A 年間の所定労働時間（1週間の労働時間×365/7） B （本俸+調整手当+役付手当）×12 C 超過勤務時間数 D 深夜勤務時間数 E 休日勤務時間数 ※深夜勤務時間は午後10時より翌午前5時の間
5	深夜勤務手当	$B/A \times (150) \times D/100$ (22時～5時)	
6	休日給	$B/A \times (135) \times E/100$	
7	夜勤手当	1回につき 5,000円（1F） 6,000円（2F）	労働基準法による深夜割増分を含むものである。
8	期末手当	（本俸+役職手当に応じた加算額）×支給割合×支給率、支給割合はその年度により算定される。支給率は算定基礎期間中の出勤時間÷所定労働時間数によって算出し小数点以下は四捨五入。 ※出勤時間数には年次有給休暇取得分を含み、休日出勤分は含まない。 ※本採用1年未満の職員についての支給割合は別とする。	ア 期末手当は、夏季6月、年末12月とする。 イ 支給対象者 支給日に在籍する職員。 ウ 算定基礎期間 夏期 12月1日～5月31日 年末 6月1日～11月30日 エ 支給割合 は本俸×1.0～
9	年末年始手当	勤務1日につき 3,000円	12月31日から1月3日の間
10	待機手当	自宅待機1日につき 1,000円	看護師等
11	処遇改善手当	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定に伴い、当該加算金額を上回る額（法定福利費を含む）を月例賃金もしくは一時金又は賞与にて加算支給する。 加算の額及び支給時期については、各月ごとに決定する。	ア 介護職員処遇改善加算分 介護業務に従事した者 イ 介護職員等特定処遇改善加算分 介護業務に従事した者、その他職員

別表 第8

役付手当等

番号	手当の名称	支給額または支給率	支給条件
1	管理職手当	本俸の10%	施設長 事務長
2	役付手当	月 額 10,000円	主任生活相談員、事業部門責任者、衛生管理者、管理栄養士 副主任
		月 額 6,000円	

別表 第9

慶弔金

種別	要件	金額
傷病見舞金	職員が傷病障害により7日以上入院したとき	10,000円
	職員が傷病障害により7日以内入院したとき	5,000円
	その他疾病により30日以上出勤できないとき	5,000円
弔慰金	職員が死亡したとき	30,000円
家族弔慰金	配偶者（内縁関係を含む）死亡のとき	20,000円
	実父母（養父母あるときは養父母）死亡のとき 実父母（配偶者が喪主の場合）死亡のとき	10,000円
	実子（養子を含む）死亡のとき	10,000円
災害見舞金	火災または風水害等により住家・家財を全焼・半焼または全壊・半壊したとき	被害額が3万円以上 20,000円 被害額が3万円以下 7,000円
結婚祝金	職員が結婚したとき	10,000円
出産祝金	職員、または職員の配偶者が分娩したとき	10,000円
	職員、または職員の配偶者が分娩したとき（双子以上）	15,000円

※夫婦ともに本会の職員で有る場合

- 1 家族弔慰金（実子、養子）及び災害見舞金は世帯主に支給する。
- 2 出産祝金は、出産者に支給する。

別表 第10

普通旅費定額表

区分	施設長	職員	摘要
鉄道賃	実費	実費	
船賃	一等実費	一等実費	
航空運賃	実費	実費	
車賃	1 km25円×往復距離数	1 km25円×往復距離数	
日当	1,500円	1,000円	1日定額
宿泊費	10,000円	7,000円	宿泊先等指定のない場合
	5,000円	5,000円	施設泊り込み等の場合
	実費	実費	研修主催者等により宿泊先指定のある場合
研修会参加費	実費	実費	